

講義年月日 2006年7月10日(月)

講演者 加藤 好郎 氏 (慶応義塾大学国際センター事務長)

テーマ 大学図書館における著作権問題: その現状と今後

講義内容

1. 著作権とは
古くは福澤諭吉の「学問のすすめ」の偽本に対する文部省への訴え
「著作権31条とは」、またその解釈及び運用
2. 大学図書館における文献複写に関する実務要項
セルフ式自動コピー機による複製
実際に管理を行うには、人的労力が足りない
3. 関係組織・法律・システム・委員会について
国公立大学図書館協力委員会、日本複写権センター(JRRC)、世界複製権機構(IFPRO)、
著作権等管理事業法(2001.10)、学術著作権処理システム(ACCS 2001)、
日本著作出版管理システム(JCLS 2001)、国公立大学図書館協力委員会著作権問題拡大WG、
文化審議会著作権分科会情報小委員会
4. アメリカの著作権法と公正利用
108条、109条、110条、121条の紹介
著作権延長法: 作者の死後50年、企業が権利を有する場合75年 1998年米議会で20年延長
アメリカの判例は、巨額な資金による優秀な弁護士雇用との兼ね合いも否定できない
5. 各国の著作者の保護としての公共貸出権(Public Lending Right)
イギリス、オランダ、ドイツ、カナダ、オーストリア、ノルウェーの実情
日本: 著作権法第26条の3(貸与権)、第38条の5(営利を目的としない上演等)における動き
6. 貸与権について
「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」「貸与権連絡協議会」
7. 文化審議会著作権分科会
法制問題小委員会、契約・流通小委員会、国際小委員会、著作権教育小委員会、司法救済制度小委員会
8. 大学図書館の著作権への取り組みのための組織と会議体
大学図書館著作権検討委員会(国公私)、著作権問題拡大ワーキンググループ、
図書館等における著作物等の利用に関する当事者会議、著作権に関する図書館団体懇談会
9. 今後早急に解決しなければならない事項
法制問題小委員会 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
著作権問題拡大WG(調査と具体的対応策の実現)
日本複写権センターとの契約締結、公衆送信権等の法改正、上映権の法改正、権利者団体との意見調整
当事者会議: 大学としては終了決定 他の団体からの継続希望もあり、事務局日図協で継続
10. 解決したこと
公共送信権等の法改正
「大学図書館間協力における資料複製に関する利用許諾契約」を締結(FAX、インターネット送信可能)
11. 残された課題
実務要項に沿った運営実施と日本複写権センターとの契約の可能性
図書館利用者への著作権遵守の啓蒙活動を効果的に継続実施すること